



会員規約

第1章 総則

第1条 (名称)	名称は株式会社シュタディオンと称します。
第2条 (運営)	株式会社シュタディオン ※所在地 東京都渋谷区神宮前 2-22-10 (以下、事務局という) があたります。
第3条 (目的)	日本の誇るスポーツ鍼灸の技術を世界市場のプロスポーツ界において普及発展させ、将来的には大量の雇用創出を実現させることを目的としています。

第2章 会員

第4条 (会員)	株式会社シュタディオン 会員 (以下、会員という) は、本規約・細則及び、株式会社シュタディオンが定める事項を遵守することとします。
第5条 (会員資格)	会員登録は株式会社シュタディオンの目的や趣旨を理解し賛同でき、施設の管理運営に関する規則などを遵守できる方に限らせていただきます。
第6条 (会員種別・会費)	会員の種別は1種類です。 初回登録費 10万円 (別途消費税) 会員費 (月額) 0円 入会時に身分証明書 (パスポート) の写しを提出していただきます。

第3章 会員内容

第7条 (本会員の特権)	<ol style="list-style-type: none">欧州他、海外の複数スポーツクラブへの鍼灸デモンストレーション実施交渉及び受け入れ先の確保。受け入れ先はドイツ、スペイン、イングランド、オランダ、クウェート (2013年1月現在) のいずれかのクラブの中から選択し、最低2チームは確保するものとする。 但し、状況により臨機応変に対応し、両者協議のうえ最終的な訪問先を決定するものとします。デモンストレーション後の受け入れ先が入団契約を希望した場合は、代理人として全ての交渉を致します。
第8条 (決定の責任)	デモンストレーションを行った後の契約決定は雇用先にあります。
第9条 (雇用先とのトラブル)	雇用先とのトラブルに関して、会員の自己責任とし問題解決に努めこととします。
第10条 (自己管理)	業務関わる全てに対し、遅刻・欠席・無断欠勤のないよう体調面などの自己管理を徹底することとします。
第11条 (経費負担)	役務提供に関連して発生した両者の経費 (デモンストレーションの旅費交通費・宿泊費、通信費、資料購入費、打合せ飲食費等) は全て会員の負担とします。
第12条 (デモンストレーション先とのコンタクト)	訪問、直接予約、交渉、取引、問い合わせ、金銭等のやり取りを禁じ、デモンストレーション先に対する全ての事柄において事務局を介すこととします。
第13条 (所有権・著作権)	施設内備品、什器、及び施設が独自にデザインを行った空間や物等、全ての所有権及び著作権は施設に帰します。いかなる場合においても複製、復元を禁じます。
第14条 (マネジメント業務)	株式会社シュタディオンの会員登録後、マネジメント業務は株式会社オーギュメントが行います。 以下マネジメント内容です。 ・当プロジェクトに基づく営業・マネジメント ・契約先の業務内容以外における、業務 (講演・PR活動・執筆物・イベント・メディア等における出演、掲載等) の管理全般。 ・会員の個人情報管理 (ホームページ掲載) ・当プロジェクト会員として、ホームページへの顔写真付きプロフィールの掲載。 ・Blogなどの開設・更新フォロー。



会員規約

第4章 入退会

第15条（登録金）	会員は、登録費を支払うものとし、納入された登録費は理由の如何にかかわらず返還しないものとします。
第16条（入会手続）	入会にあたっては、登録費をお支払いの上、所定の入会申込書を提出を持って受付完了とし、翌日からの登録とします。
第17条（登録費のお支払い）	登録費は、指定銀行口座へお振込ください。
第18条（会員の資格期限）	会員の資格期限はございません。
第19条（退会）	退会される場合は、必ず期間満了日2か月前までに所定の退会届書を提出してください。
第20条 （会員資格の一時停止・除名）	会員が次の各号のいずれかに該当する場合、また事務局側が該当すると判断した場合、事務局は会員資格の一時停止・除名を行うことができるものとします。 <ol style="list-style-type: none">株式会社シュタディオ、事務局および契約先の名誉を傷つけた場合や秩序を乱したとき。会員規約およびその他定められた事項に違反したとき。会員が反社会的勢力およびその関係者であること、若しくはこれらの者との交流が判明したとき。会員が刑事罰に処されるなど、著しく社会的信用を失墜したとき。会員が所在不明等の事由によって連絡が不能になったとき。
第21条（退会後の規定）	退会月末に、株式会社シュタディオに関するサービス、権利の全てを停止いたします。会社の許可なく、本件プロジェクトに関して会社が営業秘密として指定した事項（以下「営業秘密事項」という。）を、本件プロジェクトの参画者以外の者に対し開示したり、又は本件プロジェクト遂行の目的以外に使用したりしないこと。万が一退会後に上記行為などが発覚した場合は、民法709条、商標法第38条等に則り損害賠償を請求します。

第5章 付則

第22条（免責）	本サービスの運営に支障がないように努めますが、台風・地震などの自然災害に起因する事故及び損害については責任を負いません。
第23条（損傷）	会員は自らの責に帰する事由により、貸与品等、所有物を損傷させた場合、直ちに当該損傷箇所を修復させるための必要費用を支払うものとします。
第24条（個人情報）	個人情報を「個人情報保護方針」（別紙）に基づき、適切に取り扱うものとします。生命、身体の保護のために必要があると事務局が判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがあります。
第25条（施設の閉鎖・変更）	事務局及び施設は天災地変、著しい社会情勢の変化、及びその他やむを得ない事由が生じた場合、施設の閉鎖をすることができるものとします。その場合3か月前に告知をし、登録を解除することとします。また事務局は必要に応じて、施設の内容の変更を行うことが出来るものとします。
第26条（利用制限）	事務局は下記の内容に該当する場合、予告無しに施設の全部もしくは一部を利用制限を行う場合があります。 <ol style="list-style-type: none">天候・災害・その他により、閉館が不可能と認められる場合。本施設の改修・補修・点検等、やむを得ないとき。事務局または施設の主催する特別行事を開催するとき。法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等やむを得ないとき。経営上、必要と認められたとき。
第27条（責任事項）	施設内および駐車場で発生した盗難その他の事故について、施設および事務局は一切の責任を負わないものとします。また会員において、施設利用時、施設の安全性の維持管理ないし構造上の問題、施設使用に付随する業務遂行により生じた事故以外については、事務局は一切賠償の責を負わないものとします。
第28条（改正）	会員規約の改正は、事務局が必要に応じて行うことが出来るものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。
第29条（クーリングオフ）	会員は、入会申込を行った日から起算して8日以内であれば、所定の方法で(書面の提出、電子メールによる送信等)会員契約を解除することができます。受領済みの会費は全額を返金いたします。
第30条（その他）	会員と事務局との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。